



平成 30 年 3 月 9 日

各 位

会社名 2 1 L A D Y 株式会社
代表者名 代表取締役社長 広野（藤井）道子
（コード番号：3346 名証セントレックス）
問合せ先 経営管理担当
マネージング・ディレクター 辻井 彰彦
電話番号 03 (3556) 2121

第 6 回新株予約権（第三者割当）資金使途の変更に関するお知らせ

当社が平成27年7月1日に発行いたしました第6回新株予約権につきまして、資金使途を変更しておりましたのでお知らせいたします。なお、本開示につきましては、平成29年7月に資金使途を変更することを決定した際に実施すべきでしたが、当社の開示に関しての認識不足により、開示が遅れたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

1. 変更理由

平成27年3月19日に開示しました「第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」につきまして、開示後に発生する諸費用を含めていなかったことなどから発行諸費用が増加したこと、及び当初は自己資金で賄う方針であったアドバイザー契約に係る報酬を調達資金から充当する方針に変更したことから、ヒロタ事業設備投資への充当金額を減額することとしました。減額したヒロタ事業設備投資については、予定より支出時期は遅れますが、自己資金にて充当することを検討しております。

なお、各費用の発生経緯等は、以下のとおりであります。

① アドバイザー契約に係る報酬（期間 平成 27 年 7 月～平成 28 年 2 月迄） 約 6.4 百万円

当社は、資金調達的手段として第三者割当増資を実施してまいりました。当社としましては、第三者割当増資を引き受けて頂いた株主様を始め、大株主様と継続的な関係を構築し、財務基盤の安定化を図り、当社グループの事業をより一層成長させていきたいと考えておりました。しかしながら、当社にはファイナンスに精通した担当者が配置されていなかったため、新たに資金調達を行う際に、当該株主様との協議に至らず、計画的な資金調達を行うことができなかつたことから、資金調達の都度、大株主が入り替わる状況となっておりました。そのため、第6回新株予約権などの割当先である合同会社 Ocean Wealth Crowd（以下、「Ocean」）とは追加の資金調達の可能性も踏まえ、継続的な関係を構築し、財務基盤の安定化を図りたいと考えました。それまでの増資引受先と異なり、Ocean からは役員を派遣して頂く予定ではありましたが、当社にファイナンスに精通した担当者がおらず、当社だけでOcean と追加の資金調達について協議する体制が不十分であること、また第三者を介して常に協議できる体制を構築し、Ocean との更なる関係強化を図り、計画的な資金調達を検討する必要があると判断し、株式会社フェニックス・コンサルティング（大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番7号、代表取締役 城哲哉）とアドバイザー契約を平成27年5月26日に締結いたしました。

当該契約の内容は、①Ocean から調達した資金の運用等に関する助言、②Ocean から新たに資金調達を行う場合の条件交渉等の助言、③Ocean が保有する新株予約権の行使に向けた交渉などを実施することであり、①及び②に係る報酬は契約の効力発生時（平成 27 年 7 月：4.1 百万円）、③に係る報酬は新株予約権の行使が行われた際（平成 27 年 7 月：1 百万円、平成 28 年 2 月：1.3 百万円）に発生し、自己資金にて賄っていましたが、平成 29 年 7 月に精査を行った際に、当該契約内容が Ocean に係るものであったことから、Ocean から調達した資金から充当するのが適当であると判断し、平成 27 年 7 月に発行した新株式及び第 6 回新株予約権による調達資金から充当することとしました。

また、ヒロタ事業設備投資を減額したのは、他の資金使途については当該判断を行った際に既に充当済みだったからであります

なお、①及び②に係る報酬は契約の効力発生後は新たに発生しない取り決めになっており、③に係る報酬についても Ocean が保有していた新株予約権は既に全て行使済みであるため、今後、新たに当該契約に係る報酬が発生することはありません。

② 発行諸費用の増加 約0.9百万円

開示時に反映することを失念していた開示後に発生した諸費用（司法書士報酬及び証券代行手数料）や一部見込み以上となった費用について、調達資金から充当することとしました。

①、②に関しましては、当社は、平成29年7月時点においては発行諸費用の増加に当たるため、資金使途の変更には該当しないと考えておりましたが、①については、平成30年2月に名古屋証券取引所の指導により、資金使途の変更に該当すると認識いたしました。

2. 変更の内容

資金使途の変更の内容は以下のとおりです。なお、変更箇所を下線（ 罫線）で示しております。

<変更前（平成 29 年 3 月開示の支出時期変更の内容を含む）>

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	76,453,064 円
(内訳)	
新株式発行による調達額	36,965,000 円
新株予約権発行による調達額	2,528,064 円
新株予約権行使による調達額	36,960,000 円
発行諸費用の概算額	<u>2,520,000 円</u>
差引手取概算額	<u>73,933,064 円</u>

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用（評価依頼先：株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー 代表者：小幡 治）1,400,000 円、弁護士費用（さくら共同法律事務所）300,000 円、その他諸費用 820,000 円 となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 新株式発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
i) ヒロタ事業運転資金	36	平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月

② 新株予約権発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ii) ヒロタ事業設備投資（工場設備等）	23	平成27年7月～平成30年6月
iii) ヒロタ事業海外事業展開資金	15	平成27年7月～平成28年9月

<変更後>

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (内訳)	76,453,064円
新株式発行による調達額	36,965,000円
新株予約権発行による調達額	2,528,064円
新株予約権行使による調達額	36,960,000円
発行諸費用の概算額	3,401,910円
差引手取概算額	73,051,154円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用（評価依頼先：株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー 代表者：小幡 治）1,400,000円、弁護士費用（さくら共同法律事務所）300,000円、その他諸費用1,701,910円となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 新株式発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
i) ヒロタ事業運転資金	36	平成27年7月～平成28年3月

② 新株予約権発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ii) ヒロタ事業設備投資（工場設備等）	15	平成27年7月～平成30年6月
iii) ヒロタ事業海外事業展開資金	15	平成27年7月～平成28年9月
iv) アドバイザー契約に係る報酬	6	平成27年7月～平成28年2月

以上